

「高知県文化環境アドバイザー」設置要綱

(設 置)

第1条 文化環境に関する各分野の専門家を「高知県文化環境アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として委嘱し、景観、緑化、デザイン等のレベルアップについての提案、アドバイスを受け、高知らしさあふれる文化の県づくりを推進する。

(任 務)

第2条 アドバイザーは、県等からの依頼に応じ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県等が建設（修繕を含む。）する公共施設の景観、緑化、デザイン、色彩等に関する提案、アドバイス
- (2) 県等が作成する刊行物のデザイン等に関する提案、アドバイス
- (3) モデルケースとなる公共施設、景観、まち並み等の顕彰
- (4) 景観、緑化、デザイン等に関する普及啓発のための研修、講演
- (5) 高知らしさあふれる文化の県づくりを推進するにあたっての提案、アドバイス
- (6) その他景観、緑化、デザイン等のレベルアップに必要な事項

(委 嘱)

第3条 アドバイザーは、若干名とし、文化環境に関し専門的知識と経験を有する者の中から、知事が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(文化環境アドバイザー会議等の設置・開催)

第5条 知事は、アドバイザーの業務に関して必要がある場合は、文化環境アドバイザー会議、同専門委員会を設置・開催する。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(庶 務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、高知県林業振興・環境部林業環境政策課において行う。

(そ の 他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。